

発 言 者	発 言 要 旨
井 上 委 員	<p>1 第 130 号議案について伺う。県営住宅へのDV被害を理由とした県営住宅への入居数は、どれくらいか。子供連れと単身で分けて教えてほしい。</p> <p>2 婦人相談センターから県営住宅への入居までの流れは、どのようになるのか。婦人相談センターから切れ目なく県営住宅に入居できるのか。</p> <p>3 第 141 号議案について、埼玉スタジアムは、2020年のオリンピックでサッカーの試合会場となるが、今回の指定管理業務にはその準備業務が含まれているのか。</p> <p>4 今回の指定管理業務は、平成31年3月31日までとなっている。2020年は平成32年なので、オリンピックの開催時期に近い。オリンピック開催の半年前に、指定管理の更新時期を迎えることになるが、問題ないのか。</p>
住 宅 課 長	<p>1 DV被害者は、現在34世帯90人が入居している。単身者は2世帯で、子供のいる世帯が32世帯88人である。</p> <p>2 基本的には定期募集により入居してもらっている。緊急の場合には、目的外使用許可により入居する方法も用意している。</p>
公園スタジアム 課 長	<p>3 今回の選定に当たっては、特に考慮していない。</p> <p>4 2020年、平成32年のオリンピックは夏に開催されるので、1年以上の期間があり、特に問題ないと考えている。次期指定管理者の選定の際に、しっかり取り組んでいきたい。</p>
井 上 委 員	<p>1 第 130 号議案について伺う。一般の入居希望者と比べて、緊急性を要する場合があると思うが、緊急性がある場合の県営住宅への入居の手続と、その後のフォローについて、再度確認したい。</p> <p>2 最近、行政から個人情報が出る可能性があるが、DV被害者の個人情報の取扱いに問題はないのか。</p> <p>3 第 141 号議案について伺う。指定管理者からオリンピックに関する提案があった場合、県として採用する考えはあるのか。</p>
住 宅 課 長	<p>1 入居手続は、婦人相談センターと密接に連携を取りながら行っている。入居後の相談等には、婦人相談センターが生活アドバイスを行うなど対応している。</p> <p>2 入居事務等は住宅供給公社が行っている。同公社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の管理は厳格に行っている。</p>

公園スタジアム 課 長	3 これから、オリンピックの運営方法や施設の整備基準等が示されることになると考えている。指定管理者の公園緑地協会は、国際試合の運営経験もあり、ノウハウもある。意見や提案があればしっかりと受け止めて、運営に生かしていきたい。
----------------	---